

左の要件に該当する人でも、過去2年間の国民健康保険料の滞納がない場合は、

手続きにより、口座振替での納付に変更できます。



●口座振替での納付を希望する人は

口座振替での納付が可能か、お問い合わせください。

国保年金課 賦課収納係（☎ 82-1177）

変更が可能な場合は、以下の手続きをしてください。

口座振替で納付していた人



保険証を持って、市役所国保年金課の窓口で申請してください。

※金融機関での手続きは不要です。

納付書で納付していた人



①金融機関の窓口で、口座振替の手続きをしてください。



②口座振替依頼書の「ご本人控え」と保険証を持って、市役所国保年金課の窓口で申請してください。

口座振替での納付に変更されます。（年金からは差し引かれませんが。）

※手続きをされる時期により、口座振替に変更となる時期が変わります。

（12月5日までに手続きをされた場合、来年2月の年金から変更となります。）

※納付書での納付には変更できません。

今年度の保険料は、10月から次のいずれかの方法で納付していただきます。

【納付方法①】 納付書での納付

2,363円を6回に分けて納付していただきます。

10月	11月	12月	来年1月	2月	3月
○	○	○	○	○	○

※手続きにより、口座振替での納付に変更できます。

【納付方法②】 年金から差し引いての納付

2,363円を3回に分けて納付していただきます。

10月	11月	12月	来年1月	2月	3月
○		○		○	

※手続きにより、世帯主または配偶者の口座からの口座振替に変更できる場合があります。（詳しくはお問い合わせください。）

●後期高齢者医療についての問い合わせ先：国保年金課 年金高齢医療係（☎ 82-1209）